

「学校いじめ防止基本方針」

富士宮市立井之頭小学校

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、富士宮市立井之頭小学校すべての子供が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「**いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる**」「**いじめは絶対に許さない**」「**いじめは卑怯な行為である**」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して、社会総がかりでいじめの問題に対峙していくことが重要です。

2 いじめ対策委員会

(1) メンバー

- 校内職員 ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・養護教諭
・各学級担任 ・スクールカウンセラー
- 校外関係者 ・PTA会長 ・猪之頭駐在所長 ・スクールサポーター

(2) 具体的取組

- いじめ防止基本方針の策定、修正
- 校内研修の企画、運営
- いじめに関わる情報収集
- いじめ防止に係る教育活動の企画、運営
- いじめ発生に伴う初動体制の確立及び緊急対応

3 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての子供を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であると考え、以下の取組を推進します。

(1) いじめについての共通理解を図ります

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、平素から全教職員の共通理解を図ります。
- 子供に対して、道徳科・人権教育と連携を図りながら「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。

(2) いじめが起こりにくい集団をつくります

- 子供同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努めます。
 - ・ 毎月、生活目標を設定し、望ましい生活態度を育てます。特に、学年始めの4月には、「明るい挨拶をしよう。」5月には、「やさしい言葉をつかおう。」11月には、「あたたかい言葉を使おう」という目標で取り組み、思いやりの心を育てます。

- ・ なかよし農園活動、相棒合宿、運動会等様々な場面で縦割り班での活動を行い、異年齢集団での交流を通して、思いやりの心や助け合う態度を育てます。
- ・ 学習発表会やかがやき集会等では、学級ごと発表内容を決め、練習や準備を通して協力し合う集団をつくります。
- ・ 毎週、火曜日と木曜日にロング昼休みを設定し、学級全員で遊ぶ機会を持つようにして仲間意識を育てます。

○ 分かる授業づくりを進めます。

- ・ 子供理解を深め、ユニバーサルデザインに基づいた授業づくりに努め、一人一人に合った支援を行います。
- ・ タブレットPCなど、ICT を活用し、個別最適な学びと、協働的な学び合いを実施していきます。
- ・ 授業の中での規律等を大切に、全ての子供が参加・活躍できる授業を工夫するよう努めます。

(3) 子供自らがいじめについて考える場や機会を設定します

○ 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、子供自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。

- ・ トラブルが起こった時は、お互いの話をよく聞き、お互いの気持ちに気付かせ、どのようにしたら良かったかを考えるように支援します。
- ・ 児童会を中心に、全校でいじめについて考える機会を設け、お互いに気持ちよく学校生活を送れるように気を付け合う子供を育てます。
- ・ 道徳の時間では、一つ一つの道徳的価値について議論を重ね、子供がじっくりと考えを深められるようにして、望ましい人格形成に努めます。
- ・ タブレットPCの正しい使い方や、使用のルールを学校や家庭で話し合い、確認できるようにします。(情報モラル・情報リテラシーなど)
- ・ 嫌だと思うことには、「いや。」と言える力や断る力の大切さについても伝えていきます。
- ・ 困ったことがあったときには、担任や養護教諭等教職員が相談にのることや保護者に相談すること、そしてスクールカウンセラーに相談できることを伝えていき、自分で相談する力を付けていきます。

4 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

○ 日頃から、子供の見守りや信頼関係の構築等をし、子供が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう努めます。

- ・ 朝の健康観察を毎朝行い、子供の健康状態とともに表情の変化等の観察を行います。
- ・ 教職員相互が、週打ち合わせや職員会議等で、積極的に子供の情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
- ・ 例え小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。

- 定期的なアンケート調査や教育相談週間やスクールカウンセラーによるカウンセリング等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するとともに、子供及びその保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。

(2) いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに、何でも相談できる職員室の雰囲気づくりに努め情報を共有します。
- 生徒指導主任を中心に、いじめの態様等に即した対策チームを編成し、その後の対応について確認します。
- 被害児童及び、いじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- 加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

5 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会の開催、学校・学年だよりの発行、HP 等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。
- SNS によるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援や、いじめを行った子供の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

6 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方等対応を相談します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、子供の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

7 年間の取組計画について

令和5年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立井之頭小学校

月	対象			内 容	場面/方法
	職員	子供	保地		
4	○			基本方針策定・確認	職員会議
		○		1年生を迎える会で新しい仲間を温かく迎える。	特別活動
			○	学校だより、HPに学校の取組方針掲載、周知	学校だより、HP
5	○		○	PTA 総会でいじめ防止基本方針の説明及び協力依頼	PTA 総会
	○		○	学校評議員、青少年育成連絡会等への協力要請	関係会議
		○		効果測定プログラム・人間関係作りプログラム1	学級活動
		○		教育相談	学級活動
		○		学年行事(相棒合宿)における心構え 全体指導	特別活動
		○		児童集会「いじめについて考えよう」	学級活動・児童会
6		○		いじめ実態アンケート・面談 教育相談週間	学級活動
	○			いじめ事例について情報交換	職員会議
		○		スクールカウンセラー面談	学級活動
		○	○	道徳の授業参観、保護者への協力依頼	授業参観
7			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価児童アンケート・面談 教育相談	学級活動
			○	個々面談での情報モラルについての啓発	保護者面談
	○			いじめ事例研修会	職員研修
8	○			アンケート分析	
9	○			1学期評価から、計画の修正	職員会議
		○		効果測定プログラム・人間関係作りプログラム2	学級活動
		○	○	学校行事(運動会)に向け、協力し合う。	特別活動
10		○		教育相談	放課後
		○		いのかしらをよりよくする会(小4～中3)	児童会
		○		心の健康チェックカードを活用したメンタルチェック	特別活動
11		○		学校行事(学習発表会)に向け、協力し合う。	特別活動
		○		いじめ実態アンケート・面談 教育相談週間	学級活動
	○			いじめ事例について情報交換	職員会議
			○	学校評価保護者アンケート	
12		○		学校評価児童アンケート	学級活動
		○		人権週間と合わせ児童会活動実施	児童会
			○	学級懇談会で情報交換	保護者懇談会
	○			アンケート集約	
1		○		教育相談週間	学級活動
			○	学校評価結果報告	学校評価だより
2		○		いじめ実態アンケート・面談 教育相談	学級活動
	○			いじめ事例について情報交換	職員会議
3	○			いじめ防止基本方針の見直し	職員会議